

飼い猫の適正飼養及び
飼い主のいない猫対策ガイドライン



平成29年3月

群馬県

目次

1. はじめに	1
2. 猫の定義（猫が置かれている状況による分類）	2
(1) 飼い猫	
①屋内猫	
②外飼い猫	
(2) 飼い主のいない猫	
①野良猫	
②地域猫	
3. 猫の正しい飼い方	3
(1) これから猫を飼おうとしている方へ	
①猫を家族として迎える覚悟・心構えがありますか？	
②猫を飼養できる環境ですか？	
(2) 猫を飼っている方へ	
①健康管理・給餌・給水等世話の方法	
②屋内飼養	
③所有者明示	
④不妊・去勢手術	
⑤終生飼養	
⑥虐待・遺棄の防止	
⑦災害時の準備	
(3) 猫を譲渡したいと考えている方へ	
①譲渡の前に	
②譲渡先の条件	
③譲渡相手との約束事	
4. 飼い主のいない猫対策	8
(1) 野良猫で困っている方へ	
①野良猫対策	
②地域猫活動について	
③地域猫活動への取組み	
④地域猫活動で効果があると考えられる地区（場所）	
⑤実際の地域猫活動の流れ	
(2) 野良猫にえさをあげている方へ	

1. はじめに

近年、動物に対する社会の関心が高まり、社会全体に動物愛護が普及してきました。しかしながら、依然として、県内においても、公園や公共施設等への捨て猫事例が少なくなく、動物愛護上の問題とともに生活環境への妨害等の被害や近隣トラブル等が多数発生している状況です。

県における、この10年間の犬猫の引取り数や殺処分数の推移をみると、犬の殺処分数は顕著に減少して来ているのに対し、猫の殺処分数についてはほぼ横ばい傾向にあります。

その要因として、飼い主のいない猫として引き取らざるを得ないケースが挙げられます。引き取った猫の多くは自活できない幼齢猫であり、その数が減少していない状況が続いています。この幼齢猫については、地域において飼い主のいない猫による繁殖が繰り返されるケースや、飼い主による無責任さにより、不妊去勢措置が講じられず、産まれた子猫が遺棄されるケースも含まれるものと推測できます。

平成27年7月に開設された県動物愛護センターでは、保護している猫の譲渡事業を推進していますが、飼い主のいない猫の引取りの抑制が大きな課題となっております。

このガイドラインは、本県が推奨する猫の適正飼養の基準やルールを示しております。猫を飼っている方、これから猫を飼おうとしている方、飼い主のいない猫に関する問題に直面している方等に読んでいただき、共通の認識や理解を深め、問題解決の一助になることを目指し、作成しました。

このガイドラインによって、猫の適正飼養の普及啓発が進み、猫を取り巻く課題解決に向けて多くの方に関心を持って頂ければ幸いです。

本ガイドラインの基本的な考え方

- 猫の飼い主が、適正飼養の基準やルールを学び、正しく飼えるようになる。
- これから猫を飼う方が、適正飼養に向けた準備をできるようになる。
- 猫を譲渡したい方が、譲渡する条件を確認してから譲渡するようになる。
- 飼い猫が、正しく飼養され、幸せな生活を送れるようになる。
- 飼い主のいない猫に関する様々な課題に対し、解決の一助になる。
- 飼い主のいない猫が、これ以上増えず、減少していく。

2. 猫の定義（猫が置かれている状況による分類）

（1）飼い猫

特定の飼い主（猫を所有、又は占有している者）のいる猫

- ①屋内猫・・・屋内のみで飼養されている猫
〔国や県では屋内猫を推奨している。〕
- ②外飼い猫・・・屋内と屋外を自由に出入りでき、飼養されている猫や屋外のみで飼養されている猫
〔屋外で事故に遭遇する危険性があることや近所に迷惑をかけることもあり、県では推奨していない。〕

（2）飼い主のいない猫

特定の飼い主がいない又は判明しない猫

- ①野良猫・・・特定の飼い主がおらず、屋外で生活している猫。
〔ごみ置場のごみをあさったり、近所の猫のえさを食べて生活している。中には、えさを不定期にもらって生活している猫もいる。元々は飼い主がいたが、捨てられてしまったことにより、その地域に住み着いてしまった猫もいる。〕
- ②地域猫・・・地域の理解と協力を得て、地域住民により適正管理された状態にある、特定の飼い主のいない猫。
〔地域で生活する猫を把握し、その地域に合った方法で、えさやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指す。〕

3. 猫の正しい飼い方

(1) これから猫を飼おうとしている方へ

①猫を家族として迎える覚悟・心構えがありますか？

猫を飼う前に、まずは、家族として迎える覚悟・心構えを持つことが重要です。
以下の事項をチェックしてみましょう。

＝ チェック事項 1 ＝

- 家族全員が猫を家族として迎えることに賛成していますか？
家族の中に動物アレルギーの方がいないことを確認していますか？
動物嫌いの人はいないか、小さくてかわいいというような一時的な感情ではないかを再度確認しましたか？
- 猫の習性等を正しく理解し、愛情をかけて毎日世話ができますか？
毎日、水や餌を与えることや、排泄物の掃除など欠かさずできますか？
- 生涯、責任を持って飼養できますか？
猫が年をとったり、病気になっても看取る覚悟がありますか？
自分が病気になってしまった時に、猫の世話をしてくれる人がいますか？
- 近隣に迷惑をかけることのないように飼うことができますか？
糞尿、鳴き声などで近所に迷惑をかけないようにできますか？
- 猫を飼うことによる経済的負担を負うことができますか？
猫のえさ代、トイレの砂代、病気予防のワクチン接種代、病気になった時の治療費、不妊去勢の手術代等がかかります。

②猫を飼養できる環境ですか？

あなたの住まいが、猫を飼養できる環境であるのか確認しましょう。
以下の事項をチェックしてみましょう。

＝ チェック事項 2 ＝

- 屋内で飼養できますか？
- 集合住宅や借家等で、猫を飼うことを禁止されていませんか？
- 転勤や引越し等する可能性はありませんか？その場合、新たな住居で飼養できますか？
- 現在、他の動物を飼っている場合には、うまく同居できますか？
- 猫の飼養に必要な道具（首輪、猫用トイレ、ブラシ、爪切り、ゲージ等）を用意できますか？

上記①②の全項目にチェックできたら、次を参考にして、猫を家族として迎える準備をしましょう。1つでもチェックできない項目があれば、解決できるまで考えましょう。

(2) 猫を飼っている方へ

《飼い主の責任》

自分が家族として迎えた猫は、あなたが頼りです。
最後まで責任を持って飼いましょう。
また、あなたの猫が、人に迷惑をかけていることもあります。
猫の行動にも責任をもちましょう。

① 健康管理・給餌・給水等世話の方法

- ・ 毎日の世話を通して、猫の様子を観察し、健康管理を行いましょう。
- ・ 新鮮な水や十分なえさを用意し、時間と手間をかけ、世話をしましょう。
- ・ 猫用トイレで排泄できるよう、しつけをしましょう。
- ・ 猫の病気、猫と人の双方に感染する病気（人獣共通感染症）の正しい知識を持ち、感染を防ぎましょう。猫を触った後や猫用トイレの清掃後に、石けんで手洗いすることも忘れないようにしましょう。
- ・ 各種ワクチンを接種し、猫の病気の感染を防ぎましょう。普段からかかりつけの動物病院を決めて相談できるようにしておきましょう。

② 屋内飼養

- ・ 猫は屋内で十分に飼うことができる動物です。屋外の危険から、飼い猫を守るため、屋内で飼うようにしましょう。また、猫が上下運動ができる環境を整えることで、屋内でもストレスなく過ごすことができます。
- ・ 屋内から脱走しないよう脱走防止対策にも留意しましょう。

屋内で猫を飼養するメリット

- 交通事故にあわない。
- 猫同士のけんかに巻き込まれず、怪我をしない。
- 他の猫から病気をうつされない。
- 雌猫が、予期せぬ妊娠をしない。
- 迷子にならない。
- 近所に迷惑をかけない。

③ 所有者明示

- ・屋内飼養であっても、突然の災害やちょっとした不注意から脱走してしまう場合もあります。マイクロチップ[※]の装着や、日頃から首輪に迷子札などの標識をつけることで、飼い主がすぐにわかるようにしておきましょう。

※マイクロチップとは、動物の個体識別を可能にする電子標識器具。猫の皮下に埋め込んで使用し、世界共通の15桁の数字が記録されており、読取り機で番号を読み込むことにより個体識別が可能となるものです。動物病院で専用の挿入器を用い、容易に挿入できます。

④ 不妊・去勢手術

- ・猫にかけられる手間、時間、空間には限りがあるため、きちんと管理できる数を超えないよう、むやみに繁殖させないようにしましょう。
- ・生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。

不妊去勢手術するメリット

(1) オス

- あちこちに尿をかけるスプレー行動が少なくなる。
- 性ホルモンによる攻撃性が抑えられ、発情に伴うけんかが減少する。
- 泌尿生殖器の病気や交尾でうつる病気のリスクが少なくなる。
- 発情によるストレスから解放される。
- その結果として、長生きできる。

(2) メス

- 発情・妊娠・出産による肉体的負担が少なくなる。
- 予期せぬ妊娠をしない。
- 生殖器の病気、性ホルモンの影響による病気や交尾でうつる病気のリスクが少なくなる。
- 発情によるストレスから解放される。
- その結果として、長生きできる。
- 発情の声、匂いで近隣のオスの発情を促してしまうことがなくなる。

⑤ 終生飼養

- ・猫の寿命は適正な飼養をすれば、約15年以上とされています。猫が年をとったり病気になっても、家族として、最期まで面倒をみる覚悟が必要です。
- ・飼い主が病気になってしまったり、どうしても飼えない状況になった場合、責任を持って、代わりに面倒をみてもらえる新たな飼い主を探しておきましょう。

⑥ 虐待・遺棄の防止

- ・動物を遺棄することや虐待※することは犯罪です。
 - ・動物の遺棄を発見した際には、警察に連絡しましょう。
 - ・産まれた子猫については、責任を持って、新しい飼い主を探しましょう。
- ※虐待とは、猫に暴力をふるうことだけでなく、適切に世話をしない場合（ネグレクト）も含まれます。

動物の愛護及び管理に関する法律（一部抜粋）

- 第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

⑦ 災害時の準備

- ・突然の災害に備え、猫と一緒に避難できる準備をしておきましょう。
- ・災害時に備え、ペットフード・水・薬等の非常用品を備蓄しておきましょう。

【同行避難に備えたしつけ】

- ①普段からキャリーバックを嫌がらないよう慣れさせておきましょう。
- ②猫用トイレでの排泄をできるようにしつけておきましょう。
- ③人を怖がらないよう、他者との接触機会を与えておきましょう。

【備蓄品】

- ①ペットフードや水・・・5日分以上
- ②療法食、薬
- ③予備の食器、リード
- ④ガムテープ（ケージの補修用）
- ⑤トイレ用品（新聞紙、トイレシート、猫砂等）

【その他の準備】

- ①所有者の明示（マイクロチップ[®]、首輪、迷子札など）をしておきましょう。
- ②各種ワクチンの接種をしましょう。
- ③寄生虫の予防・駆除をしましょう。
- ④猫と離ればなれになってしまうことも想定し、携帯電話に写真を取っておきましょう。

(3) 猫を譲渡したいと考えている方へ

① 譲渡の前に

母猫と一緒に過ごしている子猫を譲渡する場合には、親兄弟と長く一緒にいることで、社会性が身についたり、精神的に安定すると言われています。出生後56日を経過することを目安に譲渡することが望ましいです。

また、生まれた子猫の譲渡先を見つけることに苦勞し、これ以上子猫が産まれることを望まない方は、現在飼養している猫（メス猫）に不妊手術をしてください。

② 譲渡先の条件

あなたが譲渡する猫が、幸せな生活をおくれるように、猫を譲渡しようとしている相手方に、次のことを確認してください。

- 家族全員がペットを家族として迎えることに賛成していますか？
- 動物アレルギーの人がいませんか？
- 猫を飼うことによる経済的負担を負うことができますか？
- 集合住宅や借家等で、猫を飼うことを禁止されていませんか？
- 転勤や引越し等する可能性がありますか？

③ 譲渡相手との約束事

譲渡相手とは、次の約束ができるとういでしょう。

- 生涯責任を持って飼養できる。
- 猫の習性等を正しく理解し、愛情をかけて毎日世話ができる。
- 猫の繁殖能力は非常に高いため、むやみに増やさず、不妊去勢手術などの繁殖制限をする。
- 屋内のみで飼養する。

また、4ページの [\(2\) 猫を飼っている方へ](#) を参考に、猫の正しい飼い方を説明してください。

4. 飼い主のいない猫対策

(1) 野良猫で困っている方へ

① 野良猫対策

猫に直接危害を加えるような方法は動物虐待として法律で禁止されており、犯罪です（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）。被害を少しでも減らすよう、以下に対策の一例をあげますので、試してみてください。

■えさとなるものを家の周りに置かないようにしましょう。

- ・ 家庭ゴミを適正に管理する。
- ・ 飼い猫のえさを屋外に置いたままにしない。
- ・ 猫にゴミを荒らされないように、ゴミ収集場所を囲う。
- ・ 飼い主でないのにえさを与えている人に理解を求める。
（行政や動物愛護団体に相談されてもよいでしょう。）

■猫が好んで寄りつくような場所を作らないようにしましょう。

- ・ 物置等の扉をきちんと閉める。
- ・ 倉庫や建物等の隙間に網を張るなど。

■猫が敷地内に侵入してこない対策をしましょう。

（ただし、猫によっては、次の方法のいずれでも効果がない場合もあります。）

- ・ 市販の猫忌避剤、猫よけ用超音波発生装置などを使用する。
- ・ 水をまき、地面をぬらす。
- ・ 通り道に砂利を敷く。
- ・ 猫の侵入口にハーブ類を植える。
- ・ 柑橘類の皮、唐辛子、コーヒーかす、食用酢など猫が嫌がる臭いがするものをまく。

■次に示す地域猫活動は野良猫による様々な問題を解決する有用な方法です。活動グループを作り、チャレンジしてみましよう。

② 地域猫活動について

【目的】

- ・ 飼い主のいない猫による地域環境の悪化を防ぐことにより、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指します。
- ・ 不妊去勢手術を行い、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにします。
- ・ 住民が主体的に取り組み、不妊去勢手術によって一代限りとなった飼い主のいない猫を地域で適正に飼養し、無責任なえさやりによる迷惑を防止します。

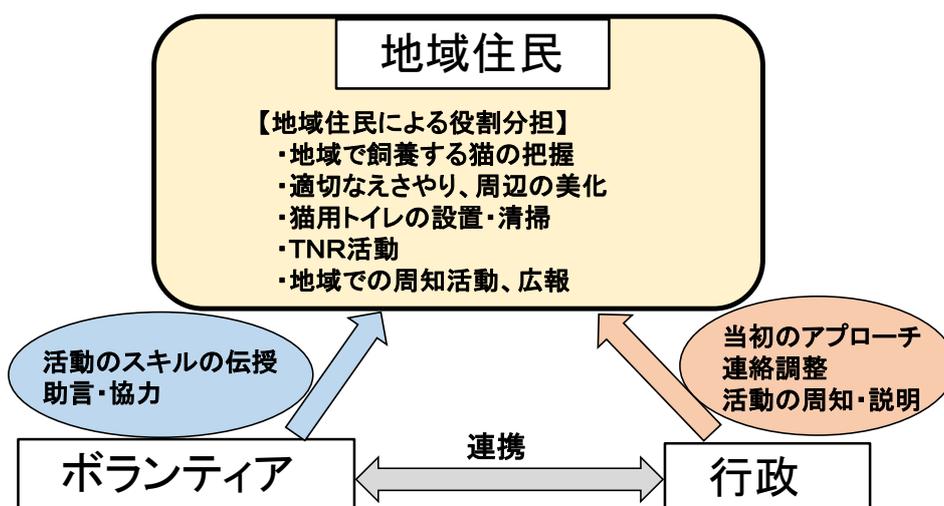
【概要】

地域住民、ボランティア、行政が一体となって取り組む野良猫対策です。その地域住民の理解と協力のもと、定時・定点の適切なえさやり、置きえさの防止、排泄物の処理や周辺の清掃などが行われます。

地域猫活動には、TNR活動とあって、猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して元のテリトリーに戻す（Return）活動が不可欠で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然に数を減らしていきます。

さらに飼い猫を捨てることは犯罪であることを住民に周知し、その地域での捨て猫の防止を徹底していく必要もあります。

〈地域猫活動のイメージ〉



③ 地域猫活動への取組み

■ 役割分担（三者協働の重要性）

ア 活動の主体となる地域住民

地域で飼い主のいない猫対策をする住民グループ。代表者を決め、役割分担をしながら活動をします。

イ 行政

地域猫活動の普及啓発を図ります。適正飼養についての指導や情報提供など必要な支援を行います。当初の住民へのアプローチや必要に応じて連絡調整も行います。

ウ ボランティア（地域猫活動の経験のある個人・団体）

地域猫活動に賛同し、協力する人や団体。活動のスキルを伝授したり、アドバイスをします。その地域に必要な協力をします。

■ 地域の理解

地域の環境改善のための活動であることを、周辺住民が理解していることが大前提となります。周辺住民に活動の趣旨を説明し、共通理解を図ります。

■ 活動のルールづくり

ア 繁殖制限措置（不妊去勢手術）

不妊去勢手術は地域猫活動に不可欠です。不幸な猫の繁殖を防ぐことができ、これ以上猫の個体を増やさないために効果的です。手術をすることにより、性格もおとなしくなり、発情期の鳴き声やマーキングなども抑制することが期待できます。手術を実施した目印として、耳の先端をV字カットします。

イ 猫のえさやり

えさやりは、近隣の理解を得られた場所で、毎日同じ時間に与えましょう。えさはできるだけ頭数分に小分けをし、猫が食べ終わった後、すぐに片付け、清潔に保ちましょう。えさを置いたままにすることは不衛生な上、新たな猫を周辺から呼び込むことになり、厳禁です。

ウ トイレの設置、清掃

理解の得られた場所にトイレを設置し、掃除を行い衛生的に保つことを心がけましょう。

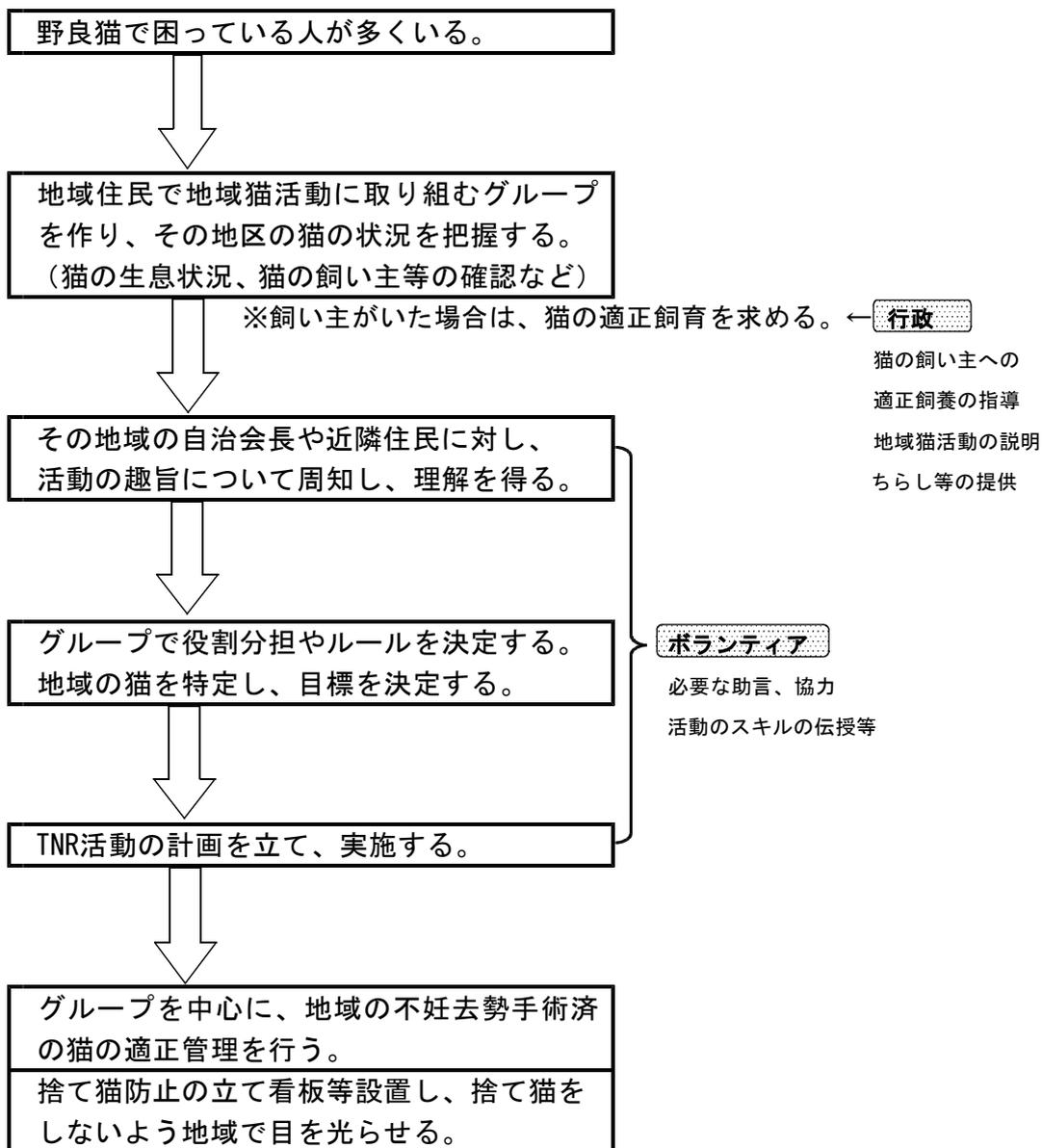
エ 個体の把握

猫の数や猫の状態の把握に努めましょう。

④ 地域猫活動で効果があると考えられる地区（場所）

- ・猫に関する苦情が多く、捨て猫も多い。
- ・猫の引取り数が多い。
- ・交通事故等により猫の負傷や死亡収容数が多い。
- ・地域として野良猫が多く対処に困っている。
- ・活動に協力的なボランティアや住民がいる。
- ・市町村や自治会住民からの対策要望が多い。

⑤ 実際の地域猫活動の流れ

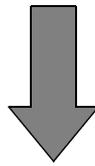


(2) 野良猫にえさをあげている方へ

- ・あなたがえさを与えた野良猫が近所で糞尿をし、迷惑に思っている人がいます。
- ・えさを置いたままにすると、周辺地域から次々と猫が集まり、さらに、子猫が産まれてしまいます。
- ・毎日のように、野良猫について県動物愛護センターに苦情が寄せられています。

県動物愛護センターに寄せられる野良猫の苦情例

- ・敷地内に入ってきて糞尿をする。
- ・敷地内の花壇を荒らし、植木を傷めた。
- ・敷地周辺をうろうろし、ゴミを荒らす。
- ・物置で野良猫が子猫を産んでしまった。
- ・鳴き声がうるさい。
- ・農作物を荒らされた。
- ・公園に野良猫が集まり、増えてしまった。



猫が地域の嫌われものにならないために、必要なこと！

- ① えさを与えている全ての猫に不妊去勢手術をして、不幸な野良猫がこれ以上増えないようにしましょう。
- ② えさは毎日同じ時間に同じ場所で与えます。猫がえさを食べ終わったら、全て片付けてください。決して、えさを置いたままにせず、周辺環境美化に努めましょう。置きえさは、新たな猫を呼び込むので、やめましょう。
- ③ 猫用トイレを設置し、こまめに排泄物の処理をし、悪臭や害虫の発生防止に努めましょう。
- ④ 公共の場（公園や駅など）でえさを与える行為はやめましょう。
- ⑤ 困った際には、1人で抱え込まず、行政に相談しましょう。

◎ 猫の適正飼養についての問い合わせや相談先

	住所	TEL	管轄地域※
動物愛護センター 本 所	佐波郡玉村町樋越 305-7	0270-75-1718	伊勢崎市、佐波郡
同 北部出張所	渋川市金井394	0279-25-8852	渋川市、北群馬郡、 吾妻郡、沼田市、 利根郡
同 西部出張所	富岡市田島 343-1	0274-67-7677	安中市、藤岡市、 多野郡、富岡市、 甘楽郡
同 東部出張所	太田市西本町 41-34	0276-55-0731	太田市、桐生市、 みどり市、館林市、 邑楽郡
群馬県庁 食品・生活衛生課	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2442	県下全域 (中核市を除く。)

※管轄地域については、直接対応等を行う地域を示します。

※※前橋市内における猫の適正飼養についての相談窓口は、前橋市保健所となります。

高崎市内における猫の適正飼養についての相談窓口は、高崎市動物愛護センター
となります。(下記参照)

	住所	TEL	管轄地域
前橋市保健所	前橋市朝日町3-36-17	027-220-5777	前橋市
高崎市動物愛護センター	高崎市乗附町2747	027-330-2323	高崎市



～飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン～

発行日：平成29年3月

編集・発行：群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL：027-226-2442